会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成30年3月5日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時13分

出席者 委 員 委員長 千 葉 正 弘

坂 東 一 敏 古 沢 ちい子 関 口 孫一郎

福富善明永田武志梅澤米満

中島克則

議 長 海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 広 瀬 昌 子 小久保 かおる

白石幹男 針谷正夫 入野登志子

大 武 真 一 高 岩 義 祐

 事務局職員
 事務局長稲葉隆造
 議事課長金井武彦

 主査藤澤恭之
 主任岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産	業	振	興	部	長	高		崎	尚	之
教	=	育	Ž	部	長	高		橋	<u></u>	典
生	涯	学	習	部	長	鵜		飼	信	行
農	業 委	員名	会 事	務月	引 長	島		田	隆	夫
商	エ	振	興	課	長	増		山	昌	章
観	光	振	興	課	長	癸	生	JII		亘
農	業	振	興	課	長	秋		間	広	行
農	林	整	備	課	長	横		尾	英	雄
産	業基	盤	整	備割	县 县	進		江	和	弘
大	平 産	業	振	興 護	县 县	大		杉		栄
藤	岡産	業	振	興 護	長	片		柳	耕一	郎
都	賀 産	業	振	興 誹	長	毛		塚	芳	彦
西	方 産	業	振	興 誹	長	石		JII	徳	和
岩	舟 産	業	振	興 誹	長	苗		木		裕
教	育	総	務	課	長	天		海	俊	充
参	事 兼	学村	交 教	育言	果 長	島		田	芳	行
学	校	施	設	課	長	坂		田	知	司
保	健	給	食	課	長	中		田		勉
生	涯	学	習	課	長	大		橋	嘉	孝
公	民	食	官	課	長	三		柴	浩	_
ス	ポ -	・ツ	振	興 誃	長	横		倉	延	男
文	1	'L	Ē	果	長	大		塚	治	男
文	化	計	果	主	幹	青		木	_	忠
文	化	1	果	主	幹	小	野	寺	正	明
農業委員会事務局次長						毛		塚	政	宏

平成30年第1回栃木市議会定例会 産業教育常任委員会議事日程

平成30年3月5日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第35号 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第39号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第 3 議案第40号 栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第44号 小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例 を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第49号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第6号)(所管関係部分)
- 日程第 8 議案第15号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 認定第 1号 平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第10 議案第 1号 平成30年度栃木市一般会計予算(所管関係部分)
- 日程第11 議案第 6号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長(千葉正弘君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎諸報告

○委員長(千葉正弘君) 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(千葉正弘君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第35号 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長(苗木 裕君) おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議案第35号 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は121ページ、議案説明書は(その2)20ページからになります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書20ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターについては、公の施設として指定管理を指定して管理しておりますが、所期の設定目的を達成したため、平成30年3月31日の指定期間の終了に合わせてこれらの施設を廃止するため、栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターを栃木市農業振興むらづくり施設から削ること、栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターの利用時間及び休館日を削ることであります。

参照条文につきましては、議案第17号と同じであり、自治法第96条の議決事件ということであり

ます。

次に、21、22ページ、新旧対照表からごらんいただきたいと思います。左側にあります第2条の表から、栃木市小野寺農産物加工販売センターの項及び栃木市静和ふれあいの郷センターの項を左側の表で削ること、別表第1、栃木市岩舟農村環境改善センターの項中、「以下休日」を削り、同表栃木市小野寺農産物加工販売センターの項及び、23、24ページになります、栃木市静和ふれあいの郷センターの項を削ることに改正したいというものでございます。

議案書121ページをお開きいただきたいと思います。議案第35号 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について。栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

122ページでございますが、栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例といたしまして、先ほどご説明のように改めるというものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日の施行とするとしたいというものであります。 以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(千葉正弘君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございますか。

関口委員。

- ○委員(関口孫一郎君) おはようございます。今回の条例改正案が小野寺農産物加工販売センター、 栃木市静和ふれあいの郷センターを削るという条例改正でございますけれども、この要因はどういった要因でこれを削ることになったのか、説明をお願いいたします。
- ○委員長(千葉正弘君) 苗木岩舟産業振興課長。
- ○岩舟産業振興課長(苗木 裕君) それでは、お答えします。

両施設におきましても、補助事業によりまして、地域の合意形成のもとにつくられた施設で事業を実施しておりました。こういった施設が成熟してきたことから、独自で自立した形での事業ができるというような判断のもと、この指定期間終了に合わせた形で地元に貸し付けるような形でこの施設を運営していくというような形にしていくところでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 地元に貸し付けをするということですけれども、この運営はその地域の農家の皆さんとか、そういった方々がされるのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 苗木岩舟産業振興課長。
- ○岩舟産業振興課長(苗木 裕君) あくまでも補助事業に沿った形でやっていきますので、そういった形になるかと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第2、議案第39号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与 等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長(島田芳行君) ただいまご上程いただきました議案第39号 栃木市任期付市 費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げま す。

恐れ入りますが、議案書130ページ、議案説明書(その2)44ページをお開きください。まず、議案説明書(その2)44ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正も上程されているところでございますが、栃木市教育委員会が任用しております複式学級解消のための栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要でありますが、市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げることでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。議案説明書(その2)の45、46ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となります。民間給与との格差を埋めるために給料表の水準を引き上げ、改定するもので、県の教育職給料表に準じております。今回の改定で、1,100円から800円の範囲で引き上げになります。また、勤勉手当につきましても、

4.3月分が4.4月分に引き上げられます。

これによる影響額でありますが、現在市費負担教職員は6人おります。大宮南小に1人、国府南小に2人、真名子小に1人、小野寺北小に2人の計6名でございます。その影響額でございますが、合計で23万2,000円になります。

では、恐れ入ります、議案書130ページをごらんください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、 給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでありま す。制定内容は、ただいまご説明したとおりであります。

131ページから133ページにかけては、改正した給料表が掲載されております。また、133ページ 下から134ページにかけては、附則についてでございまして、施行期日等、給与の内払い等が定め られております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長(千葉正弘君) 当局の説明は終わりました。

質疑に入ります。

福富委員。

- ○委員(福富善明君) 先ほど説明をいただいたのですけれども、任期付教職員さんは年齢的にどの ぐらいの方がやっていらっしゃるか、男女関係で何人ぐらいいらっしゃるか、内容をお教えくださ い。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) まず、男女につきましては、男性が1名で、女性が5名になります。

それから、年齢構成でございますが、細かくなりますが、24歳が2人、26歳が1人、29歳が1人、47歳が1人、56歳が1人ということでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) その人たちは、内部をお聞きしてしまうと余りよくないかなと思うのですけれども、独身の方ですか、ご夫婦の方ですか。
- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員に申し上げます。審議に必要な情報でしょうか。
- ○委員(福富善明君) 教えていただければと思うのです。参考に。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) どちらもいらっしゃいます。
- ○委員(福富善明君) わかりました。ありがとうございました。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) なしということで、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第3、議案第40号 栃木市コミュニティセンター条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長(大橋嘉孝君) ただいまご上程いただきました議案第40号 栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は135ページから137ページ、議案説明書は(その2)の52ページから56ページになります。

恐れ入りますが、まず議案説明書(その2)52ページをごらんください。初めに、提案理由でありますが、栃木市コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるというものであります。

改正の概要としましては、1としまして、指定管理者による管理の規定を加えること、2といたしまして、指定管理者が行う業務の範囲を定めること、3といたしまして、指定管理者が行う管理の基準を定めること、4といたしまして、指定管理者が行う利用料金についての規定を定めること、5といたしまして、指定管理者による管理を行う場合の経過措置を設けること、6といたしまして、引用条項の整理を行うことについて新たに定めるというものであります。参照条文は、説明を省略します。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表について説明いたしますので、恐れ入りますが、 53ページ、54ページをお開きください。まず、第15条ですが、栃木市コミュニティセンターの管理 を指定管理者が行えるように定めました。

次に、第16条第1項では、指定管理者が行う業務について定めました。その内容は、維持管理に

関する業務、(2) として、利用の承認及び制限に関する業務、(3) として、その他市長が必要と 認める業務といたしました。

第16条第2項では、第3条の規定によるコミュニティセンターの利用時間及び第4条の規定によるコミュニティセンターの休館日について、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更ができる旨定めました。

第16条第3項では、第6条から第8条までの規定の適用について、指定管理者が管理を行う場合は、規定中の「市長」とあるものを「指定管理者」とする旨を定めました。

次に、第17条では、指定管理者は、本条例及び本条例に基づく規則の定めるところに従い、適正 にコミュニティセンターの管理を行わなければならない旨定めました。

次に、第18条第1項では、コミュニティセンターの利用料金について、当該指定管理者の収入と して収受できる旨定めました。

第18条第2項では、利用料金について、別表に定める金額の範囲内において市長の承認を得て額を定めることができる旨定めました。

第18条第3項では、第9条から第11条までの規定の適用について、指定管理者に利用料を収受させる場合は、規定中の「使用料」とあるものを「利用料金」に定め、第10条及び第11条第2号中の「市長」とあるものを「指定管理者」とする旨定めました。

次に、附則につきまして、指定管理者による管理を行う場合の経過措置として、指定管理者に管理を行わせる初日の日の前日までになされた申請、利用承認その他の行為は、指定管理者になされた行為とみなす旨、1項追加いたしました。

また、別表に第18条関係を追加いたしました。

恐れ入りますが、議案書のほうの137ページをごらんください。議案書の137ページの一番下に記載のとおり、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第4、議案第44号 小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区 画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長(澁江和弘君) ただいまご上程いただきました議案第44号 小山栃木都市計画 事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について、議案書及び 議案説明書に基づき説明いたします。議案書は146ページ、議案説明書は95ページでございます。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、95ページをお開き願います。提案理由でございますが、平成29年をもって小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業が完了するため、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。参考条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の146ページをお開き願います。それでは、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものでございます。

議案書の147ページをごらん願います。制定する条文でございますが、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例は廃止するというもので、この施行条例につきましては、事業の名称、保留地の処分方法、土地区画整理審議会に関することなど市施行の土地区画整理事業を施行するために定めたもので、今回土地区画整理事業が完了したことに伴い、施行条例を廃止するものでございます。

附則としましては、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○委員長(千葉正弘君) 当局の説明は終わりました。 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) よろしいですか。質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第5、議案第45号 栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長(苗木 裕君) ただいまご上程いただきました議案第45号 栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は148ページ、議案説明書は(その2)96ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書96ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、栃木市下津原ルネッサンスセンター及び栃木市小野寺ルネッサンスセンターについては、公の施設として指定管理者を指定して管理をしておりますが、所期の設置目的を達成したため、平成30年3月31日の指定期間終了に合わせてこれらの施設を廃止するため、栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止することについて議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

議案書148ページをお開きいただきたいと思います。議案第45号 栃木市ルネッサンスセンター 条例を廃止する条例の制定について。栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止するものでございます。

149ページでございますが、栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例といたしまして、 栃木市ルネッサンスセンター条例は、廃止するというものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日の施行とするとしたいというものであります。 以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第6、議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。 当局から説明を求めます。

石川西方産業振興課長。

○西方産業振興課長(石川徳和君) ただいまご上程をいただきました議案第49号 財産の取得についてご説明を申し上げます。議案書は155ページ、議案説明書は、議案説明書(その2)の117ページ、118ページ、119ページであります。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書(その2)の117ページ、118ページをごらんください。提案理由ですが、道の駅にしかた事業用地として栃木市西方町元地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

取得する土地の地目及び地籍につきましては、地目、田、現況地目、雑種地、筆数が4筆で、地籍の合計が6,764平方メートルであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

119ページの位置図をごらんください。取得する土地の位置につきましては、道の駅にしかたの中央東側で直売所、レストラン、イベント広場の底地の一部と、南側の駐車場及び調整池の底地の一部で、「取得箇所」と記載されております部分でございます。

次に、議案書の155ページをお開きください。取得する財産の内容についてご説明申し上げます。

1の財産の表示でございますが、取得する財産の種別は土地、地目は台帳地目、田、面積は、取得する4筆の合計面積は6,764平方メートル、所在は栃木市西方町元字長塚369番1ほか3筆であります。

- 2の取得方法につきましては、随意契約による買い入れであります。
- 3の取得予定価格につきましては、4筆合計で9,266万6,800円であります。
- 4の取得相手につきましては、栃木市西方町地内居住者ほか3名であります。
- 以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- ○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

質疑に入ります。

関口委員。

- ○委員(関口孫一郎君) 説明書の119ページを見せていただきました。この道の駅にしかた、多分今まで市で借り入れてきた土地の部分を暫時買収をされているということであるかと思うのですが、今まで買収したものはどの程度あって、今回の部分で終了するのか、まだ残っているのかお聞きしたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 石川西方産業振興課長。
- ○西方産業振興課長(石川徳和君) これまで買収した部分につきましては、筆数が2筆で3,863平 方メートルであります。今回の買収が完了すれば、借地は全てなくなります。 以上です。
- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 今回の買収で借地は全てなくなるという説明でございます。従前3,863平 米買収されたということなのですが、今回の買収単価との違いはあるのか、ないのか、お伺いしま す。
- ○委員長(千葉正弘君) 石川西方産業振興課長。
- ○西方産業振興課長(石川徳和君) 買収単価につきましては、変更はございません。前回買収した のが9月補正により年内に買収をかけておりますので、同一単価でございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 了解しました。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 土地の価格ですけれども、非常に高いなと私は思っているのですが、どんな 方法で査定をしたのか、ちょっとお願いします。
- ○委員長(千葉正弘君) 石川西方産業振興課長。
- ○西方産業振興課長(石川徳和君) 買収予定単価は平方メートル当たり1万3,700円であります。

こちらの単価につきましては、平成27年度に用地買収交渉を進めるため、不動産鑑定業務委託により、不動産鑑定評価を実施した単価でございますが、こちらの単価につきまして平成29年度に地価変動率調査を4月に実施いたしまして、その単価となっております。

- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) わかりました。平成29年度は土地の変動価格は下がっているのですか。それ をちょっと教えてください。
- ○委員長(千葉正弘君) 石川西方産業振興課長。
- ○西方産業振興課長(石川徳和君) 平成27年に実施した評価額が平方メートル当たり1万4,100円 でございましたが、平成29年4月時点の地価変動率はマイナス3%で、平方メートル当たり1万3,700円となっております。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 質疑がないということですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第49号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第7、議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第6号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間農業振興課長。

○農業振興課長(秋間広行君) ただいまご上程をいただきました議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第6号)のうち所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の84、85ページをお開きください。初めに、6款1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。右の説明欄をごらんくださ

い。職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれる ため減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するもの でありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1億2,939万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策制度に関する推進活動や要件確認に必要となる補助金で、県の交付決定額に基づく補助金の減額でございます。

次の首都圏農業確立対策補助事業費につきましては、主に担い手の経営発展に向けた取り組みを支援するための産地パワーアップ事業の補助金で、取り組み農家が行った入札の結果及び要望取り下げによる減額分と、国の平成29年度補正予算事業、担い手確保経営強化支援事業への事業要望に伴う増額分を相殺した結果、最終的に補助金の減額となったものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構に貸し付けた場合に支払われる機構集積協力金の補助金で、集約座談会などで事業推進をしておりましたが、諸条件のハードルが高く、申請件数が当初より減少したことに伴う補助金の減額であります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、岩舟農村環境改善センターの会議室等 に設置してあります冷暖房空調設備が経年劣化等により故障したため、空調設備の取りかえにかか わる工事費を増額するものであります。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は858万7,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。農地事務費(栃木)につきましては、昨年10月に発生した台風21号の影響により、小野口町地内の農業用水路法面が崩壊したことから、復旧用資材を購入するための工事材料費を増額するものであります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金(栃木)につきましては、美田東部地区の県営農業用河川工作物応急対策事業において国の補正予算により県営事業費が増額したことに伴い本市負担額が増額したことから、負担金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費(栃木)につきましては、台風21号の影響により、皆川城内町、平井町、小野口町地内の農業用水路法面及び農業用施設に被害が発生したため、復旧に必要な工事請負費を増額するものであります。

次の農地事務費(大平)につきましては、大美間土地改良区の維持管理に不足額が生じるため、 負担金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金(大平)につきましては、西水城水利土木組合の農業用井戸設置 ポンプ配管改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の県営農業用河川工作物応急対策事業負担金(西方)につきましては、県営農業用河川工作物 応急対策事業において本年度の国の補正予算により県営事業の増額に伴い、本市負担金額が増額し たことにより、負担金を増額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、86、87ページをお開きください。補正額は33万3,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。 治山林道管理費(栃木)につきましては、志鳥町地内の林道施設において台風21号の影響により被害が発生したため、復旧に必要な工事請負費を増額するものであります。

続きまして、7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、88、89ページをお開きください。補正額は2,480万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。企業立地促進事業費につきましては、用地取得奨励金の交付対象企業に設備投資計画のおくれが生じ、交付対象が来年度になったことなどから1社の奨励金の減額と、立地奨励金において固定資産税等の課税額に乖離が生じたことによる減額であります。

続きまして、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は1億6,425万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、分譲が好調に進んだことから、土地売払収入を市債償還元金及び利子の支払いに充当したことに伴い、特別会計への繰出金を減額するものであります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は10万円の増額でありまして、 右の説明欄をごらんください。観光行事負担金(栃木)につきましては、太平山桜まつりを主催す る実行委員会への負担金であり、県補助金「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペー ン二次交通支援事業を活用し、今月3月10日から4月8日開催予定の桜まつり期間中におけるタク シー利用促進のチラシ、ポスター等の広報物の作成にかかわる負担金を増額するものであります。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、92、93ページをお開きください。補正額1億9,362万2,000円減額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、市道D311号線外道路新設改良事業費(栃木仲方)につきましては、工事請負費について隣接地権者との協議により、前年度に一部工事を前倒して実施したこと並びに工事執行残により減額するものであります。

以上で、8款2項3目道路新設改良費までの説明を終了いたします。

- ○委員長(千葉正弘君) 坂田学校施設課長。
- ○学校施設課長(坂田知司君) 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の104、105ページをお開きください。1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,264万1,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、奨学基金繰出金につきましては、ふるさと応援寄附金の平成29年3月分に積み残しが生じたことから増額するものであります。

次のコミュニティスクール運営事業費につきましては、学校運営協議会委員の人数が当初の見込みを下回ることから、減額するものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、とちぎ吾一奨学金の給付に役立てるために寄せられた 寄附金を基金に積み立てるものであります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきまして、当初の見込み額を下回ることと、ふるさと応援 寄附金の一部を今年度の事業に充当することとしたため、積立金を減額するものであります。

続きまして、2項3目学校建設費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、106、107ページをお開きください。補正額は2,802万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。小学校施設整備事業費につきましては、大平中央小学校エレベーター更新工事の入札が執行され、額が確定したことにより減額するものであります。

次の小学校洋式トイレ改修事業費につきましては、トイレ改修工事実施設計業務委託が完了した ことにより減額するものであります。

次の小学校プール整備事業費につきましては、国府北小学校のプールろ過器改修工事が完了した ことにより減額するものであります。

次の小学校屋内運動場改修事業費につきましては、赤麻小学校屋内運動場大規模改修工事実施設 計業務委託が完了したことにより減額するものであります。

次の旧寺尾南小学校借地構造物撤去工事費につきましては、入札が執行され、額が確定したこと により減額するものであります。

続きまして、3項3目学校建設費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、108、109ページをお開きください。補正額は118万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。 東陽中学校敷地拡張整備事業費につきましては、塚原遺跡発掘調査業務委託が完了したことにより減額するものであります。

続きまして、4項3目図書館費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、110、111ページをお開きください。補正額は128万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の一部を今年度の事業に充当することとしたため、積立額が減ることから積立金を減額するものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は3,735万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から3事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を全額基金に積み立てていましたが、寄附金の一部を今年度の事業に充当することによる積立金の減額が主なものであります。

次の小野寺北小学校旧校舎保存解体事業費につきましては、平成29年度における小野寺北小学校旧校舎の一部部材保存及び解体工事を平成30年度に先送りしたことから、解体作業管理業務及び一部部材保存材の展示業務に係る委託料及び解体工事費を減額するものであります。

次に、5目文化会館費につきましてご説明いたします。補正額は1,227万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。文化会館施設整備事業費につきましては、栃木文化会館小ホ

ールのピアノ修繕業務の入札が執行され、額が確定したことによる減額が主なものであります。

次に、栃木文化会館空調整備改修事業費につきましては、予定しておりました改修箇所の機材等の再利用が大幅に可能であったことによる減額が主なものであります。

続きまして、5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、112、113ページをお開きください。補正額は1,319万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、スポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を全額基金に積み立てていましたが、寄附金の一部を今年度の事業に充当することとしたため、積立金を減額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(千葉正弘君) 天海教育総務課長。
- ○教育総務課長(天海俊充君) 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の50、51ページをお開きください。14款2項6目1節教育総務費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。説明欄の2項目め、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、今年度導入したコミュニティスクール事業に対して国の補助金を受けることに伴い、増額するものであります。

恐れ入りますが、52、53ページをお開きください。次に、15款2項4目1節農業費補助金1億3,018万9,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、主に産地パワーアップ事業取り組み農家が行った入札及び要望の取り下げ等による減額分と、担い手確保経営強化支援事業への事業要望に伴う同額分を相殺したことに伴う県補助金の減額であります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、機構集積協力金の対象になる貸し付け件 数及び面積が減少したことによる県補助金の減額であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策制度に関する推進活動や要件確認に必要となる補助金で、県の交付決定額に基づく県補助金の減額であります。

9目観光費県補助金10万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。1節観光費補助金、二次交通対策支援事業費補助金につきましては、平成30年3月30日から開催予定の桜まつり期間中におけるタクシー利用促進のチラシ、ポスター等の広報物の作成に対する県補助金による増額であります。

続きまして、16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、右の説明欄をごらんください。 説明欄の6項目め、ふるさと文化振興基金利子につきましては、基金利子の利率が低かったことに よる減額であります。

恐れ入りますが、54、55ページをお開きください。17款1項6目教育費寄附金155万9,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。1節教育総務費寄附金につきましては、個人と

団体からとちぎ吾一奨学金の給付に役立ててほしいとの寄附金があったことによる増額であります。

次に、3節社会教育費寄附金、ふるさと文化振興基金寄附金につきましては、4団体から寄附が あったことによる増額であります。

次に、18款1項3目千塚町上川原産業団地特別会計繰入金2億7,230万2,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地特別会計繰入金につきましては、千塚産業団地の分譲が好調に進んだことから、土地売払収入を市債償還元金及び利子の支払いに充当し、残った土地売払収入金を特別会計から一般会計に繰り入れることによる増額であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(千葉正弘君) 大塚文化課長。
- ○文化課長(大塚治男君) 続きまして、繰越明許費補正につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。上から6行目の6款1項首都圏農業確立対策補助事業につきましては、国の平成29年度補正予算である担い手確保経営強化支援事業の要望調査において取り組み調査を実施したところ、事業の要望があり、交付申請手続を行うところでありますが、補助金の交付決定が本年3月30日の見込みとなっており、年度内完了が困難と判断したため、繰り越しをするものであります。

次の県単独農業農村整備事業(栃木)につきましては、宿前地区排水路改修工事が年度内に完了できないと判断したため、繰り越しをするものであります。

次の市単独農業農村整備事業(栃木)につきましては、第6次補正予算で実施予定であります皆 川城内町地内、平井町地内、小野口町地内の農業用水路法面及び農業用施設復旧工事が年度内に完 了できないと判断したため、繰り越しをするものであります。

次の県単独農業農村整備事業(岩舟)につきましては、小野寺地区の排水路補修工事が年度内に 完了できないと判断したため、繰り越しをするものであります。

次の2項治山林道管理費(栃木)につきましては、第6次補正予算で実施予定であります志鳥町 地内の林道復旧工事及び県が実施している県単治山事業太平山山腹復旧工事が年度内に完了できな いと判断したため、繰り越しをするものであります。

次の7款1項山車会館広場拡張整備事業につきましては、とちぎ山車会館前広場を拡張整備し、 利用敷地面積の拡大を図り、一体的に活用するため整備着手する予定でしたが、年度内に完了する ことができないことから、新年度へ繰り越しをするものであります。

9ページをごらんください。下から3事業目、10款2項小学校施設整備事業につきましては、大平中央小学校エレベーター更新工事が年度内に工事を完了することができないため、繰り越しをするものであります。

次の4項栃木市資料調査研究事業につきましては、原稿の校正及び編集に時間を要することから

委託期間を延長する必要が生じたため、繰り越しをするものであります。

次の(仮称)文化芸術館等整備事業につきましては、整備施設の実施設計において施設仕様の検 討に想定以上の時間を要し、年度内に事業が完了できないおそれがあることから、繰り越しをする ものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計補正予算(第6号)の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(千葉正弘君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、ページ数もお知らせを願います。

質疑ございますか。

関口委員。

○委員(関口孫一郎君) それでは、84、85ページ、農業振興費についてお伺いをいたします。

補正前の金額が約4億円、補正額が1億3,000万円ということで、3分の1の大型補正、約3割の補正となっております。その中で首都圏農業確立対策補助事業費が1億2,221万7,000円と、大きな金額となっております。これは産地パワーアップ事業等が取り下げたということなのですが、この産地パワーアップ事業に対して申請件数は何件あって、何件の取り下げがあったのかお伺いをいたします。

- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) ただいまのご質問につきましてお答えを申し上げます。

産地パワーアップ事業につきましては、1つの大きな産地で申請するものですから、まず岩舟で施設野菜、そちらが大きな産地として1件、それと大平、岩舟、それぞれブドウですか、雨よけハウスをつくることで、それぞれ1産地1産地ですから、全部で合計で3つの産地で申請をしてございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) その3つの産地で申請をしたと。岩舟、大平と。ただ、ここで減額幅が大きくなっているわけですよね。なぜこの減額幅が大きくなったかお伺いいたします。

秋間農業振興課長。

○農業振興課長(秋間広行君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

当初この事業の要望をした10月のときに、そのときは特に岩舟の産地につきまして1件の方が低

コスト耐候性ハウスをつくるということで、非常に血気盛んに、この事業をやるのだということで前に進めていたのですが、ところが12月末に実際耐候性ハウスの事業をつくる場所、まず1つ、場所がなかなか、これは作地でやるものですから、そこの設定ができない。それと、事業費が2億5,100万円かかりまして、その半額が補助。ということは、半額が自己資金になるので、なかなかその資金繰りが、家族のものとかいろいろ議論した中で、最終的に、今回の事業は見合わせてくれという話がございまして、そこの補助金が約1億3,100万円、非常にそこが大きなところでございました。

それと大平と岩舟の雨よけハウス、そこにつきましては、当初要望時期で、概算で額をはじいていたのですけれども、最終的に精査をしまして、なかなか補助になじまない部分もありますが、精査したところ、当初補助金ベースで6,128万5,000円のところが精査して補助金額で1,617万7,000円ということで、4,510万8,000円の減額になりまして、減額の合計といたしますと1億8,534万5,000円になっております。

あとは、今回追加の事業がございましたので、プラスとマイナスの事業がちょっとありますので、 そこが相殺になったような形になります。

- ○委員長(千葉正弘君) 関口委員。
- ○委員(関口孫一郎君) 主な要因とすれば、岩舟地区で低コストハウスの費用、これが、大きな事業が、要は生産者の都合によって取り下げたからこの大きな減額になったということだと思うのですが、確かに県の補助金5割補助ということで農業者にとっては大きな魅力のある事業だとは思うのですけれども、ただ計画性という部分で、申請する場合には担当課で慎重な指導をお願いをしたいと思います。これは要望です。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかに質疑ございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) それでは、質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。
 - [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。 ○委員長(千葉正弘君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 日程第8、議案第15号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計 補正予算(第3号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長(澁江和弘君) ただいまご上程いただきました議案第15号 平成29年度栃木市 千塚町上川原産業団地特別会計補正予算(第3号)についてご説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の37ページをお開きください。平成29年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,330万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,272万2,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳出からご説明いたしますので、246、247ページをお開きください。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は4,750万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地造成事業費についてでありますが、工事請負費において早期に本格的な分譲を行うため、一部工事を前年度に前倒しし実施したこと並びに工事執行残による減額が主なものでございます。

次に、248、249ページをお開きください。2款1項1目元金についてご説明いたします。補正額の増減はございませんが、分譲が順調であったため、元金償還に充てる財源を全額一般財源から特定財源に補正するものでございます。

次に、2款1項2目利子についてご説明いたします。補正額は150万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、繰上償還の実施により利子額を抑えることができましたため減額するものでございます。

次に、250、251ページをお開きください。3款1項1目他会計繰出金につきましてご説明いたします。補正額は2億7,230万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。一般会計 繰出金につきましては、分譲が順調に進んだことから、土地売払収入を市債償還元金及び利子の支 払いに充当し、残った土地売払収入金を一般会計に繰り出すために増額するものであります。

以上をもちまして、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。244、245ページをお開き願います。2款1項1目 1節土地売払収入補正額3億8,756万円の増額でありますが、右の説明欄をごらんください。土地 売払収入につきましては、分譲が好調に進んだことから市債償還元金及び利子の支払いに充当し、 残った土地売払収入金を一般会計に繰り出しするために増額するものであります。

次の3款1項1目1節一般会計繰入金、補正額1億6,425万8,000円の減額でありますが、右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金については、土地売払収入を市債償還元金及び利子の支払いに充当できたため、減額するものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

以上で、平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算(第3号)についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長(千葉正弘君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際してはページ数もお知らせを願います。質疑よろしくお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

[◎]認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第9、認定第1号 平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務 組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間農業振興課長。

〇農業振興課長(秋間広行君) ただいまご上程いただきました認定第1号 平成29年度栃木県南公 設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をいたします。

説明資料として、議案書のほかに当事務組合の平成29年度一般会計歳入歳出決算書と平成29年度 一般会計決算審査意見書がお手元にございます。決算認定ですので、少し丁寧にご説明をさせてい ただきますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

まず初めに、議案書からご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の160ページをお開きください。提案理由でありますが、平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

当事務組合は、平成29年9月30日をもって解散となり、打ち切り決算となってございます。事務組合を構成しておりました栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町の3市2町がそれぞれの議会におきまして決算の認定を受ける状況になってございます。

続きまして、一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げますので、別冊の平成29年度 一般会計歳入歳出決算書と記載されたものをごらんください。

恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開きください。まず、2ページ上段の歳入でございますが、収入済額合計については2億6,995万8,789円で、予算額に対する収入率は96.5%でございます。

次に、下段の歳出ですが、支出済額合計については2億5,571万497円で、予算に対する執行率は91.4%であり、歳入歳出差し引き残額は1,424万8,292円でございます。この残額は、平成29年5月16日付で構成3市町で締結いたしました事務の承継に関する協議書に基づき構成3市町に決算認定後負担割合に応じてそれぞれ事務承継市の小山市から分配し、清算される形となっております。ちなみに、栃木市は414万4,000円が入ってくるような形になっています。

次に、4ページから11ページにかけまして事項別明細書となっております。この事項別明細書の 主な内容につきましてご説明いたします。

まず、歳入につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、 4ページ、 5ページをお開きください。 1 款分担金及び負担金については事務組合を構成する 3 市 2 町負担金で、調定額、収入済額とも同額の 1 億9, 949万4, 000円でございます。

次の2款使用料及び手数料については、市場を利用していた卸業者、仲卸業者等の使用料でありまして、調定額5,443万3,476円に対しまして収入済額は4,708万5,049円であります。不納欠損額はございません。収入未済額は面積割り使用料734万8,427円でありまして、現年度分が285万6,957円、

滞納繰り越し分が449万1,470円の状況になってございます。水産物仲卸業者等の3者が収入未済となっております。現在収入未済額の回収に当たっては、事務を承継いたしました小山市が処理対応をしているところでございます。

次の3款財産収入については、市場施設修繕基金の利息であります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。4款繰越金については、前年度からの繰越金となっております。

次の5款諸収入については、調定額2,240万672円に対しまして収入済額は2,178万9,824円でございまして、ほとんどが2項雑入に該当し、場内利用事業者からの電気使用料が主なものです。収入未済額61万848円については、2社が滞納の状況でありまして、回収に当たっては小山市が事務処理対応をしております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。1款議会費については支出済額4万8,396円で、主なものは定例議会会議録作成委託料です。

次の2款総務費、1項総務管理費については、支出済額が8,567万2,160円でありまして、11節の 需用費については施設修繕料、13節の委託料については指定管理委託料、恐れ入りますが、ここで 10ページ、11ページをお開きください。19節の負担金補助及び交付金については事務組合に派遣を していた栃木市職員の給与費等負担金、25節の積立金については建物の施設修繕基金積立金、27節 の公課費については使用料等に対する消費税が主なものでございます。また、11節需用費、13節委 託料及び19節の負担金補助及び交付金の不用額については、事務組合開催時点で未執行となった電 気料、指定管理委託料、小山市職員3名分及び栃木市職員1名分の計4名分に対する派遣職員給与 費等負担金などが主なものでございますが、小山市が特別会計の中で事務処理を行ってございます。

次の2款2項監査委員費につきましては、未執行となっておりますが、監査委員2名に対する報酬が主なもので、こちらも小山市が事務処理を行ってございます。

次の3款公債費については支出済額1億6,998万9,941円でありまして、これは市場施設整備事業に係る起債の償還で、市場事業債、元金償還金及び市場事業債利子であります。平成30年度まで起債を償還する形となっております。

次の4款予備費については、支出はございませんでした。

続きまして、12ページをお開きください。こちらが実質収支に関する調書でございまして、ただいまご説明いたしました決算の歳入歳出額及び歳入歳出差引額と同額の金額が本調書に記載されております。

なお、組合解散に伴う打ち切り決算のため、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収 支額は形式収支額でございます歳入歳出差引額と同額になっております。

恐れ入りますが、続きまして14ページ、15ページをお開きください。財産に関する調書でござい

ます。1の公有財産及び2の物品につきましては、一覧表のとおりであります。

3の基金につきましては、決算年度中に400万円の基金に積み立てがあり、決算年度未残高は 4,800万円となっております。

続きまして、恐れ入りますが、別冊の「平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計 決算意見書」と記載されたものをごらんください。農業振興課では、本事務組合一般会計決算につ いて、昨年12月25日、監査委員事務局において決算審査を受けてございまして、表紙の次のページ にありますように、平成30年1月18日付で栃木市監査委員より意見書をいただいております。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。決算審査の結果内容が2点触れられておりまして、 1点目として、予算の執行状況は適正であると認められたこと、2点目として、財産に関する調書 は、組合解散時における現在高を明確に表示し、計数はいずれも正確であると認められたとの結果 を受けてございます。なお、審査結果以外の意見書の詳細につきましては、大変申しわけございま せんが、時間の都合上割愛させていただきますことをご了承ください。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(千葉正弘君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。ご異 議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際してはページ数もお知らせを願います。

質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) なしということですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから認定第1号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第10、議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係 部分を議題といたします。

なお、2月6日開催の議員全員協議会及び2月27日開催の産業教育常任委員会において既に本予 算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略をいたします。

これより審査に入ります。お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの 質疑、次に歳入を一括した質疑、次に継続費、債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の 順序により進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、予算書のページ数もお知らせ願います。

2 款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。 2 款は150ページから153ページであります。 質疑ありますか。

福富委員。

- ○委員(福富善明君) 153ページ、わたらせふれあい農園整備・利用者支援事業費(藤岡地域会議) と書いてありますけれども、この前の質問の中で収穫祭が今年度はできなかったということを聞いたのですけれども、平成30年度に対してはどのような方向性だかお知らせください。
- ○委員長(千葉正弘君) 片柳藤岡産業振興課長。
- ○藤岡産業振興課長(片柳耕一郎君) ただいまの質問にお答えいたします。

本年度、平成29年度につきましては、10月末に台風がありまして、予定していました事業が実施されませんでした。新年度、平成30年度につきましては、春秋に栽培教室と収穫祭を秋のほうに予定しております。日にちのほうは未定ですが、平成29年度のようなことのないように、天候状況等を勘案しながら、実施できる日取りを決定していきたいと思っております。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 地域の活性化としてよいことだと思うので、皆さんに活性があるように今後 期待しますので、よろしくお願いします。要望とさせていただきます。

以上です。

○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) なければ、次に移ります。

5款労働費中所管関係部分の質疑に入ります。228から229ページでございます。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ないようですので、次に移ります。

6 款農林水産業費中、所管関係部分の質疑に入ります。予算は230ページから245ページでありま す。230から245ページです。

永田委員。

- ○委員(永田武志君) 235ページなのですが、上段の新規就農サポート補助金、それとその下の青年就農補助金ですか、これ2点あるのですが、それぞれ補助単価とか補助要件、異なるかなと思います。どのように違いがあるのか、まずわかりやすく説明いただきたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) ただいまのご質問にお答えします。

まず、どちらかというと下段の青年就農補助金、こちらについては、これは国の補助金を活用しました事業でございます。要件的には、まず自立自営就農で、就農年齢時が45歳未満の認定新規就農者を対象としてございます。それで、補助金の額ですけれども、1年間最大で150万円、それを5年間継続して受けられることとなっています。ただし、農業者が収入が多くなった、ある一定の金額になりますと、そこで自立していくということの判断になりますので、給付がその場合にはとまることがございます。

それと、上の新規就農サポート事業補助金、こちらについては、下のどちらかというと青年就農補助金、国の補助金が使えない方へのいわゆる手厚い市の制度でございます。こちらについては就農時の年齢が50歳未満ということで、国庫補助金の場合は45歳ですけれども、5歳かさ上げして50歳までとしてございます。それと、費用というか、補助金の金額ですけれども、最大で1年間30万円。これを2カ年続けて受けられる形になってございます。制度的には、上段が市の単独的な支援制度、下が国の制度を使った支援制度というくくりになってございます。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) ありがとうございます。そうしますと、60歳定年を迎えて農業をやる方、現におりますね。また、50代で、50歳以上で脱サラをして農業を始めると、そんな方に対しての市としての補助はどのように考えているのかお伺いします。今年齢制限で、50歳まで、45歳までということですから、それ以上の方ですね、お願いします。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) この現在の制度は、どちらかといいますと、若い就農者、これから 将来を担う就農者ということで、若い方を中心に、今委員からおっしゃられたように、これから長い間就農していただいて、地域の担い手になっていただきたいと、そういう意味も込めて、若い農

家にまず支援制度をつくっています。50歳以上とか、これから第二の人生で就農したいという方には現在のところまだ制度設計はございませんが、今後どういう形がいいのか、そういうものは、いろいろ農業振興協議会とか、そういう会議とかを使いまして、制度なんかもどういうものが一番いいのかというのはちょっと考えていきたいなと、そのように思ってございます。今のところは制度的にはないのですが、今後そういう方が多分多く出てくるかと思いますので、そのほかの住宅支援とか、そういうほかの支援はあるのですけれども、事農業の端的な部分になりますと、ちょっと今のところないものですから、今後の検討課題かなと、そんなふうに思ってございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 説明はわかったのですが、ぜひとも早急に各種団体の協力、知恵をいただきながら、市としても50歳以上の方でも新規就農するには変わらないわけですから、手厚いというか、何とか助けになる補助をいただきたいと思います。要望です。

あと1点お話しして大丈夫ですか。

- ○委員長(千葉正弘君) どうぞ。
- ○委員(永田武志君) 下の農業機械施設バンク、この現在の利用状況というか、説明いただきたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) 済みません。農業機械施設バンクについては、これは平成29年度の今のところ実績でございますけれども、件数的には2件の登録がございまして、2件といいますのは、パイプハウスと、あと大型鉄骨ハウスの登録がございまして、その登録した施設をばらして、実際岩舟の方と、あとは栃木市の川原田の方がぜひ使いたいということで公社に申し入れがございまして、マッチングをさせまして実際使っている現状です。

それと、ほかに、まだこちらは決まってございませんが、いわゆる暖房機とか重油タンク、そういうものもございますので、公社のほうでもホームページ等に公表したり、あとは問い合わせ等があれば、こういう施設がありますよということで我々のほうは対応しているという形でございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 同じ235ページで、その下の直売所出荷農家流通支援事業費ということですけれざも、ちょっと詳しく説明いただければありがたいと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) まず、この制度の趣旨なのですけれども、基本的には小規模な農家の方でも地域と農業をしっかり支えて、そして守り、頑張っていく農家に対してしっかりとした支援をしていくというところが大きな目的でございます。その中でこちらの事業につきましては、農業者が生産する農産物の身近な出荷先となっております農産物直売所への出荷に係る流通経費、いわゆる販売手数料の一部を支援することで、直売所へ出荷している栃木市の約1,000名の農家の会

員の方のコストの軽減を図りまして、農業の所得の増加につなげるとともに直売所へ出荷及び販売の増加につなげて、直売所の流通促進を進めていくということでございます。具体的には、販売手数料の5%を支援するという形でこの制度は考えてございます。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) はい、わかりました。この場合、例えば道の駅とか、そういうところも入る のか。あるいは、直売所に何カ所ぐらいを予定しているのかということも、数がわかればお願いし ます。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) こちらは栃木市直売所連絡協議会というものがございまして、そこに市内13カ所の農産物直売所が加盟してございまして、今委員のおっしゃった、例えば道の駅でにしかたとか藤岡とかそういうところも、直売所関連で協議会に入っているところについては全て今回の事業の対象になっているという形でございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 加盟していないところもあるのではないかと思っているのですが、そういうところには対象的にPRなり話をしてもらって、加盟店に入るようにお願いしたいなと私は思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) ただいまの質問にお答えします。 できるだけそのような形でこちらのほうもPRをし、加盟できるものであれば加盟していただく ような働きかけをしたいと思っております。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) 同じページで235ページ、今のところの上なのですが、体験型就農事業費ということで主要事務で説明いただきました。昨年はPRということで74万円がPR事業費だったのですけれども、今年度は60万円で、具体的に研修農家の謝礼とかレンタカーとかということになっておりますが、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ちょっと細かくなってしまいますけれども、本年度の予算要求60万円の内訳でございますが、まず先進農家、いわゆる研修を受け入れていただく農家に対して、こちらは10戸を予定しておりますが、1週間ですけれども、1戸当たり2万5,000円を渡しまして、1週間面倒を見ていただくと。

あと、需用費が、こちらはレンタカーを使いますのでレンタカーの燃料代で5万円、あと自動車

のほうがレンタカーを借り上げいたしますので、レンタカーの借上料が18万円、それと市内のやどかりの家を活用して、いわゆる栃木市の街なみを見ていただいて、肌で栃木市のよさを感じて、最終的には定住の促進の一翼を担っていただければと、そんなふうに思ってございますので、そちらのほうが宿泊補助ということで1名に対して2,000円の補助をしまして、合計で、こちらは10名ですから、6泊に10名を掛けまして12万円という予算で、合計で60万円の予算の要求をしたところでございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) そうしましたら、10件、10名程度という団体の予定の予算概要ということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) 10名を予定しておりまして、今現在募集を図ってございまして、既 に4件の方はマッチングできておりまして、あと残りの方については、2月にちょっと東京に行き まして、そういう若い就農者がたくさん来ている場にちょっと出ていきまして、そういう方とお話 し合いができたものですから、そういう方たちと今調整をしている段階です。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 243ページをお願いします。下のほうですけれども、有害鳥獣対策事業費ですが、この実施隊員報酬154万円ほど計上されておりますけれども、まず隊員数、それとどのような形でどのように報酬というのは支払われていくのか。そのシステムではないですけれども、わかりやすく説明いただければと思います。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) お答えを申し上げます。

実施隊の構成は、農林整備課長、私が隊長になっておりまして、あと各総合支所の係長さんに副隊長、あとは各猟友会の会長さんに副隊長をやっていただきまして、その下に会員さんが隊員というふうなことになります。全部で隊員数は今のところ97名というふうな形になります。猟友会に入っていただいている方は全員隊員になっていただいているというところでございます。

非常勤特別職なものですから、これは報酬を払わなくてはいけないというような決まりがありまして、一般的な隊員の方には特段ご足労をかけることもないのですけれども、お一人当たり1,000円、あるいは何かの会議に行って、有害鳥獣の防止柵の説明に今年度も1カ所鳥獣管理室の方も来ていただいたのですけれども、そういうときには報酬を出すというような形になっております。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 了解しました。

その下の委託料のほうなのですが、これはどのように設定して委託料というのは支払われるのか。 捕獲数なり、またカバーする区域面積なり、そういうのも加味されているのか、そこら辺を説明願います。

- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 各猟友会への委託料につきましては、通年行っておりますイノシシとか猿とか鹿、それに対する委託料になっておりまして、頭数というとまた、頭数で決めているというわけでございませんで、捕獲したものについては1頭当たり幾らというような単価がございまして、別途お支払いをしているというような形になっております。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 先ほどのお答えで97名という数字が出たのですが、ハンター数はこの97名の中に含まれているのか。ハンター数は何名ぐらいおられるのか伺います。
- ○委員長(千葉正弘君) 横尾農林整備課長。
- ○農林整備課長(横尾英雄君) 先ほど言いましたように、私みたいな免許を持っていない者もございまして、鳥獣捕獲員、捕獲ができる方につきましては97名のうち79名となっております。
- ○委員長(千葉正弘君) 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) 済みません、戻っていただいて、235ページ、下から3行なのですが、これも主要事務で説明いただいた担い手農地集積促進補助ということで、ここに1点担い手農地集積促進補助金となっておりますが、そのほか2つの補助金が補助が出る予定になっていると思いますけれども、振り分けを教えてください。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) ただいまのご質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず、担い手農地集積促進補助金、こちらが制度のまず名前でございまして、そこの制度の中身をちょっとお話ししたいかと思います。今回大きなポイントとしますと、現在まず農業者の高齢化に伴いまして、やっぱり離農する農家が年々増えてきてございまして、やはり信頼できる農地の公的な中間的受け皿としての機能を持つ農業公社や県の農地中間管理機構、そういうところに今後農地を預ける方が多くなってくるということで、今回のこの制度は農業公社や農地中間管理機構に登録される農地を地域の担い手の方によりよく使っていただく、積極的に使っていただくということの支援でございます。

その支援の中身としますと、まず栃木市農業公社を利用した場合の補助として10アール当たり5,000円、次に農地中間管理機構を利用した場合の補助が10アール当たり7,000円。こちらの農地中間管理機構を利用したほうが高く設定してございましたのは、国のほうでやはりこの農地中間管理機構、こちらを積極的に進めているという観点で、我々としても農地中間管理機構というのは10年間の農地の設定期間がございますので、そこから漏れてきた方は農業公社で拾うという2段構えに

なってございまして、でき得るならば国の制度を使ってもらいたいということで、それが2つ目の ポイントの制度設計。

それと、3つ目が認定新規就農者、そちらに、なかなか農地は、そういう若い就農者が農地を見つけるのが非常に困難な状況にございますので、できればそちらの農家の方に、そういう若い農家の方に積極的に農地を出していただくような方を支援して、若い就農者に少しでも農地を早く持たせるような、そんな意味を込めて3つの制度がこの中にあるということで、事業が3つに分かれているのではなくて、そういう農地中間管理機構、農業公社を使った場合、新規就農者に貸し出す方、そういう方を中心にこの事業の補助金は制度設計をしてございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 古沢委員。
- ○委員(古沢ちい子君) 大体何件くらいの予定を考えているのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 秋間農業振興課長。
- ○農業振興課長(秋間広行君) 件数というよりも、このぐらいの面積と言うほうのが妥当かなと思いますので。

まず、農業公社の場合は、大体50ヘクタールぐらいを予定しています。農地中間管理機構は、ちょっと予算の関係もございますが、約15ヘクタール、あと新規就農者への農地の貸し出しについては大体4ヘクタールぐらいを今のところ見込んでいまして、必要に応じては補正等も、これは視野に入れていかなくてはならないのかなと、そんなふうに、まず新規事業なものですから、考えてございます。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 253ページ、下から……
- ○委員長(千葉正弘君) ちょっと待って。範囲を超えているのでないかな。今245ページまでなのです。
- ○委員(福富善明君) 済みません。失礼しました。
- ○委員長(千葉正弘君) なければ次へ行ってよろしいですか。 それでは、7款商工費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は246ページから255ページです。 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 先ほどは失礼しました。253ページ、下から4つのプラッツおおひら管理運営委託料なのですけれども、これについては指定管理者とスムーズな段階で進んでいるのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 大杉大平産業振興課長。
- ○大平産業振興課長(大杉 栄君) お答え申し上げます。

プラッツおおひらの指定管理者の新しい業者さんとの引き継ぎにつきましては、もう2回ほど会議を持ちまして、そのほか細かい実務的なところにつきましては既に各担当との詰めをしておりま

して、残り今月間もなくですので、4月からリニューアルしたオープンに向けての打ち合わせはしっかりと今しております。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 前回の中で業者のほうからちょっと受け入れた話で、今までの納入業者と指定管理者とスムーズにいくような話がありましたけれども、そこら辺のところはスムーズにいっているのでしょうか。
- ○委員長(千葉正弘君) 大杉大平産業振興課長。
- ○大平産業振興課長(大杉 栄君) その辺のお話は、スムーズに話が進んでおりまして、物産店の関係の皆様とか、それから実際今働いている方の雇用の面とか、そういったこともすべてお話は進んでおります。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 今突っ込んだ話をして申しわけなかったのですけれども、何か私の入手する ところは、スムーズにいっていないというような話を聞いたもので、確認をさせていただきました。 その辺はいかがですか。
- ○委員長(千葉正弘君) 大杉大平産業振興課長。
- ○大平産業振興課長(大杉 栄君) 最初の打ち合わせが多分時期が若干おくれたということもありまして、スムーズではないかなというお話があったかと思いますが、今の段階ではきちっとしたお話を進めておりまして、4月に向けての、オープンに向けての話し合いは進んで、きちっとした対応はしているところでございます。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 今の話のとおり、スムーズにいくようによろしくお願いします。 以上です。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 249ページ、下から2事業目、買い物代行サービスの委託費に関しまして。 これは現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。現状です。
- ○委員長(千葉正弘君) 大杉大平産業振興課長。
- ○大平産業振興課長(大杉 栄君) お答え申し上げます。

買い物代行につきましては、現状はとりあえず今までどおり限られた方を対象といたしまして、 手数料等1回につき103円というような内容で実施をしております。現在は、とりあえずは今まで どおりの買い物代行で事業は進めておるところでございます。 利用者数につきましては、1日当たり大体4件ほどという実績がございます。以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) これは安否確認も兼ねているわけですけれども、成功事例ではないですけれ ども、買い物代行サービスを実施しながら、高齢者、1人家族の方、万が一病気で苦労しておった と。たまたま代行サービス員が伺って難を逃れたと、そんな事例は現在、今までにあったのでしょ うか、なかったのでしょうか、伺います。
- ○委員長(千葉正弘君) 大杉大平産業振興課長。
- ○大平産業振興課長(大杉 栄君) 具体的なお話は聞いておりませんが、今言ったように、高齢者 の皆様に電話での確認とか、実際に品物を届けたときに、お元気ですかというようなお声かけをしたりして対応しておりますというふうな話は聞いております。
- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 251ページの工業開発費の中で佐野藤岡インター周辺開発事業で60万7,000円 でありますが、この内容をちょっと教えていただければありがたいと。
- ○委員長(千葉正弘君) 澁江産業基盤整備課長。
- ○産業基盤整備課長(澁江和弘君) ただいまのご質問にお答えいたします。

佐野藤岡インターにつきましての委託料が主なものなのですが、今年度現況の排水関係の調査を今現在発注し、行っております。その現況の排水関係を調べ終わりますと、次の段階の、例えば開発の大きさがまだ決まっておりませんけれども、その排水先をどこに持っていったらいいか、それにはある程度の高さ、高低差等々を計画しながらになりますので、その辺を含めた中での業務委託をつくりまして、関係機関、特に県等になりますけれども、そちらとの協議をスムーズにするための資料作成を考えております。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 地権者も待っていますので、できるだけ早く進めていただきたいと思います。 以上です。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) なければ、次に移ります。

8 款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。 8 款は265ページの市道D311号線外道路新設改良 事業費のみであります。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) それでは、次に移ります。

10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は302ページから343ページです。 ございますか。

永田委員。

- ○委員(永田武志君) 中段からちょっと下なのですが、適応指導……
- ○委員長(千葉正弘君) 何ページでしょうか。
- ○委員(永田武志君) ごめんなさい。307ページです。恐れ入ります。

適応指導教室指導員の報酬、前年度の予算よりも140万円ほど減額されておりますが、この減額 理由を教えていただけますか。

- ○委員長(千葉正弘君) 島田参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) ご質問にお答え申し上げます。

適応指導員に関しましては、昨年度まで、平成29年度までは14名でおりましたが、平成30年度に つきましては13名ということで、1名減になりました。

その理由につきましては、藤岡の教室のほうが児童生徒数、利用者が5名ということの中で、2 名で対応できるということの中で1名減にした経緯でございます。

以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) これは、指導の先生方の人数の設定というのは児童数に応じてということで、 解釈でよろしいわけですね。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) はい、そういうことになっております。人数が多くなれば、 それに対応できる人数を確保していくということになっていくということでございます。
- ○委員長(千葉正弘君) 永田委員。
- ○委員(永田武志君) 大体素人考えで、この業務に当たる、教育に当たる指導員は学校教職員OB がほとんどかなと思うのですが、それ以外の経歴の持ち主とかも採用されているのか伺います。
- ○委員長(千葉正弘君) 島田参事兼学校教育課長。
- ○参事兼学校教育課長(島田芳行君) 元教員もおりますが、ほかに教育相談経験者あるいは臨床心理士等も含まれております。
- ○委員長(千葉正弘君) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) それでは、次に移ります。

11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。344、345ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) それでは、ないということですので、歳出の各款ごとの質疑は以上で終わります。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は48ページから121ページであります。

質疑ございますか。48ページから121ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 以上で歳入の質疑を終わります。

最後に、継続費、債務負担行為の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は8ページから10ページでございます。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○委員長(千葉正弘君) 次に、日程第11、議案第6号 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算を議題といたします。

なお、本特別会計予算につきましても一般会計同様に既に説明が済んでおりますので、本委員会 での説明は省略をいたします。

これより審議に入ります。

お諮りをいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際してはページ数もお知らせを願います。

質疑どうぞ。

福富委員。

- ○委員(福富善明君) 613ページ、上に書いてあるのですけれども、自然環境モニタリング調査業務委託料2,000万円と書いてあるのですけれども、その委託料についての詳細をお願いいたします。
- ○委員長(千葉正弘君) 澁江産業基盤整備課長。
- ○産業基盤整備課長(澁江和弘君) お答え申し上げます。

2,000万円の内訳でございますが、この業務につきましては、11月から来年の年明けまでを含めまして債務負担行為が設定されております。まず、平成30年度分予算につきましては約200万円で、平成29年度の債務負担行為がございますので、その分は昨年度の分といたしまして約1,800万円。今年度分につきましては、あくまでも11月以降なものでございますので、200万円。逆に言いますと、平成29年度分の債務負担行為が1,800万円ございまして、その後が平成30年度の債務負担行為の分、年度分ということで200万円、合わせまして2,000万円ということになってございます。以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) どんな業務をやるのだか、中身を教えていただきたいのですが。
- ○委員長(千葉正弘君) 澁江産業基盤整備課長。
- ○産業基盤整備課長(澁江和弘君) まず、平成29年度のモニタリングが現在行われておりました結果、昨日検討委員会の皆様方にその調査結果を報告し、平成30年度のモニタリング調査計画を諮りました。主な内容でございますが、この地区につきましては保全対象種と言われているものが約28種ほどございます。植物、ほ乳類、鳥類等、は虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物とございます。特に鳥類の中で猛禽類、サシバがこの近くに営巣します。そのサシバというものは絶滅危惧種という比較的ランクの高い鳥でございますので、この鳥を中心にしながら、ほかにも植物でこの対象区域の中、エリアから約1キロ範囲内なのですが、その中にございます、そういうような自然に大変珍しい植物、動物等がたまたま千塚の周辺にあったということで、今現在もモニタリングを行っております。

この業務は、鳥が、例えばですが、渡り鳥なものですから、千塚の周辺の山林に飛んできまして 巣をつくり、卵を産み、次の若鳥が飛び立つと。それが無事に確認をできるような1年間の業務に なっています。または、植物につきましては、春先からそういう希少な植物が芽を出し、また花を 咲かせ、何種類、何株ぐらい、そういうものまでも細かく調査をいたします。特に今回は1号緑地、 2号緑地という保全対象緑地を設けましたので、そこは今回のモニタリングの中で、この団地26へ クタールの分譲地がございましたが、工業団地をつくるに当たって、その緩衝帯ということで約6 ヘクタールぐらいの緑地を設けながら、鳥の餌場であったり、団地内にあった植物を移設して、移植して、そこで今後も生育してもらうと、そういうようなものをこのモニタリングの中で委員さんのご意見を伺いながら、平成29年度の結果を経まして、平成30年度の今後のモニタリングの保全計画を立ててやってまいりました。

来年度につきましては、事業後、造成工事終了後、3年という中でのモニタリング調査を行うことがこの対策委員会の中で決定しておりまして、造成後、終わったからやらないというわけではなく、今後3年間引き続き鳥、植物等の保全を見てまいるというような計画になっております。 以上です。

- ○委員長(千葉正弘君) 福富委員。
- ○委員(福富善明君) 私も安心しました。造成後3年延長してモニタリング調査をやるということで、今後も頑張ってください。

以上です。

○委員長(千葉正弘君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。よろしいですか。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉正弘君) 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第6号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(千葉正弘君) ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いた しました。

◎閉会の宣告

○委員長(千葉正弘君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任を願います。 これをもって、産業教育常任委員会を閉会いたします。

(午前11時13分)